

【悪臭】規制物質及び規制基準について

- 1 事業場から排出される特定悪臭物質を含む気体の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（1号規制基準）

(単位 ppm)

特定悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバルアルデヒド
濃度 (ppm)	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
特定悪臭物質	イソバレアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
濃度 (ppm)	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001

臭気強度 2.5 に相当する値

- 2 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質を含む気体の当該施設の排出口における規制基準（2号規制基準）

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条の規定により算出した値

- 3 事業場から排出される特定悪臭物質を含む水の当該事業場の敷地外における規制基準（3号規制基準）

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条の規定により算出した値。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。